

容器包装リサイクル法

Q：最近「容器包装リサイクル法」という言葉をよく耳にしますが

A：家庭ごみの約6割を占める、ガラスびんやペットボトル、食品トレイなどのプラスチック製容器包装の減量化と資源の有効利用を図るために1997年に施行されたのが、容器包装リサイクル法(容リ法)です。容リ法は、施行後10年たった2007年に見直されることになっているため、現在見直し議論が活発化し、注目を集めています。

Q：容器包装はどのようにリサイクルされていますか

A：まず消費者が分別排出した容器や包装を市町村が分別収集します。それらを再商品化する義務は、容器包装を利用して商品を販売する事業者(飲料メーカーやスーパー等)と容器包装を製造する事業者(両者を合わせて特定事業者という)が負っています。特定事業者は、指定法人である日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託し、容器包装の利用・製造量に応じた委託料を支払うことで義務を果たすことができます。実際に再商品化を行うリサイクル事業者は、入札により選定されます。

Q：容リ法改正の焦点は何ですか

A：一つは、自治体と特定事業者のリサイクル費用負担をどうするかという問題です。現在、自治体が生産している分別収集費用は約3千億円です(容リ法施行に伴う追

加負担分は約380億円とする推計結果もある)。他方、特定事業者は再商品化費用約400億円(2003年度実績)を支払っています。改正案では、自治体の負担の一部を特定事業者の負担とすることが検討されています。

また、廃プラスチックの再商品化手法も大きな焦点となっています。現行制度では、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装は破碎・洗浄して再びプラスチック原料とする方法が優先されています。この方法は手間がかかるうえに、原料として再生できない残さを処理しなくてはならないため、再商品化コストが高くなる原因となっています。このままの状態が続けば、特定事業者が負担するプラスチック製容器にかかる再商品化委託費用は、2010年度には全容器包装の委託費用の約9割を占めることになると予想されています。そのうえ、2007年には市町村の収集量がリサイクル事業者の再商品化能力を超える事態も見込まれています。これらの問題を解決するため、廃プラスチックを燃料として再利用することを認める方

向で議論が進められています。

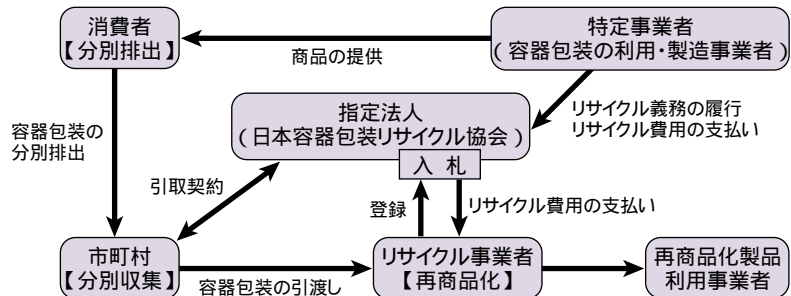
そのほか、現在大半が焼却・埋め立て処分されているレジ袋の無料配布を禁止し、消費者に買い物袋の持参を促すことにより、廃プラスチックの発生を抑制することも提案されています。

Q：今後の課題は何ですか

A：制度の見直しにあたっては、リサイクルの流れのなかで、どの主体がどの役割・費用を担うことが効率的かつ効果的となるかを考えることが重要となります。特に、主体間の利害調整が難航することが予想される費用負担の見直しについては、まず現在のコスト構造を明らかにしたうえで、負担の増加とそれによるリサイクル推進の効果のバランスを勘案することが必要でしょう。廃棄物・リサイクル問題は、社会全体で長期的に取り組むべき課題であり、各利害関係者が協力してより良い制度に改善していくことが望まれます。□

みずほ総合研究所 政策調査部
 研究員 山本美紀子
 mikiko.yamamoto@mizuho-ri.co.jp

容器包装リサイクル法の仕組み



(資料)「循環型社会白書」(平成17年版)より作成